

< R 6 年度 集団指導資料 >

介護保険課

認定担当

【要介護・要支援認定申請代行時のお願い】

- ① 申請書の内容に不備がないか確認をしてください。
 - ・特に電話番号については、誤りがないかをよくご確認いただき、崩し字にせず丁寧に記入いただきますようお願いいたします。（「0」と「6」や「7」と「9」等判別できないケースが多々あります。）

- ②申請区分（新規申請・更新申請・変更申請）がわかるようにしてください。
 - ・新規・更新申請書と変更申請書の用紙は異なりますので、正しいものをご提出ください。
 - ・提出代行業者が介護保険課窓口で提出する場合は、申請代行者一覧を添付してください。（提出する件数は、8件まででのご協力をお願いいたします。）
申請代行者一覧の申請区分に必ず○をつけてください（更新申請期間中の区分変更については、特にご注意ください。）
 - ・変更申請の場合は、変更理由を必ず記入してください。
 - ・申請書の提出代行業者欄が未記入のまま提出されているものが散見されます。
必ず記入してください。

- ③主治医意見書作成のため、病院への受診を促してください。

主治医意見書作成遅延により、結果が遅延することが多いです。
最近受診していない方も多くいます。受診を促してください。
また、受診時、介護保険の申請をしたこと、主治医意見書が市から送られてくることを医師に伝えていただけるとスムーズかと思えます。

- ④認定調査について
 - ・日付指定は、候補日を数日挙げていただけるようお願いいたします。
何らかの理由があり、日付指定される場合は、出来る限り対応しておりますが、日付指定での申請が増え、対応が困難となってきています。
日付指定希望の場合は、申請日直近日は避けていただき、余裕のある日程でお願いいたします。特に更新申請につきましても、申請日順で割り振りをしており、日付

指定のご希望に添えない場合が多い状況です。出来るだけ、先の日程で数日の候補日を挙げていただきますようお願いいたします。

ただし、「一日しか同席者が時間が取れない」等、特別な配慮が必要なケースにつきましては、事前に調査担当にご相談いただきますようお願いいたします。

⑤更新申請の申請時期の平準化に御協力ください。

月初めに申請数が集中して、300件から400件の申請があります。

分散して申請していただけると助かります。

【ケアプラン作成時】

①自立支援・重症化防止の視点

アセスメント等から利用者のニーズを導き出し、利用者が真に必要としているサービスは何か、自立支援・重症化防止の視点でケアマネジメントを行ってください。

②川越市作成「ケアマネジメント実施の要点」の活用

川越市では「ケアマネジメント実施の要点」（ケア倶楽部内に掲載）を作成しています。ぜひご活用ください。